

日本農林規格調査会

主管省及び庶務担当部局課 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話番号 (03) 6744-2098

ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/index.html#singikai>

根拠法令 農林水産省組織令第86条

設置年月日 平成30年4月1日

所掌事務 農林水産大臣の諮問に応じ、日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止に関する事項を調査審議し、日本農林規格調査会の議決を農林水産大臣に報告すること

分科会等

<分科会>

試験方法分科会

(所掌事務) 日本農林規格等に関する法律の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項を処理すること。

<部会> なし

委員<定数> 20人以内(学識経験者)

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> 折戸 文夫(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構非常勤顧問)

木村 純子(法政大学経営学部教授)

里井 真由美（フードジャーナリスト）

鈴木 滋彦（静岡県立農林環境専門職大学学長）

◎中嶋 康博（（国）東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

○森光 康次郎（（国）お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授）

米岡 優子（前（公財）日本適合性認定協会専務理事）

諮問・答申事項等

- ・ ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格の制定について（R2. 8. 5 諮問、R2. 8. 21 報告）
- ・ 地鶏肉の日本農林規格の確認について（R2. 8. 5 諮問、R2. 8. 21 報告）
- ・ ハンバーガーパティの日本農林規格の確認について（R2. 8. 5 諮問、R2. 8. 21 報告）
- ・ 接着たて継ぎ材の日本農林規格の制定について（R2. 11. 9 諮問、R2. 11. 27 報告）
- ・ しょうゆの日本農林規格の一部改正について（R2. 11. 9 諮問、R2. 11. 27 報告）
- ・ 有機畜産物の日本農林規格の一部改正について（R2. 11. 9 諮問、R2. 11. 27 報告）
- ・ きのコ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の制定について（R3. 1. 29 諮問、R3. 2. 24 報告）
- ・ 精米の日本農林規格の制定について（R3. 7. 14 諮問、R3. 8. 4 報告）

- ・有機藻類の日本農林規格の制定について(R3. 7. 14 諮問、R3. 8. 4 報告)
- ・素材の日本農林規格の一部改正について(R3. 7. 14 諮問、R3. 8. 4 報告)
- ・そしやく配慮食品の日本農林規格の一部改正について(R3. 7. 14 諮問、R3. 8. 4 報告)
- ・大豆ミート食品類の日本農林規格の制定について(R3. 11. 25 諮問、R3. 12. 14 報告)
- ・錦鯉一用語の日本農林規格の制定について(R3. 11. 25 諮問、R3. 12. 14 報告)
- ・プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格の制定について(R3. 11. 25 諮問、R3. 12. 14 報告)
- ・木質ペレット燃料の日本農林規格の制定について(R3. 11. 25 諮問、R3. 12. 14 報告)
- ・みその日本農林規格の制定について(R4. 1. 11 諮問、R4. 2. 7 報告)
- ・魚類の鮮度(K 値) 試験方法ー高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の制定について(R4. 1. 28 諮問、R4. 2. 22 報告)
- ・りんごジュース中のプロシアニジン類の定量ー高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の制定について(R4. 1. 28 諮問、R4. 2. 22 報告)